

特集 損保協会 100年のあゆみ

保険募集の変遷

【第13回】

本特集では、日本損害保険協会が創立100周年にあたり刊行した「日本損害保険協会百年史」をもとに、同協会の歩みを紹介している。第13回の今回は、募集人教育・試験制度を中心に、保険募集の変遷について簡単に振り返る。

1. 損害保険代理店制度の自由化

(一) 業界共通の損害保険代理店制度の廃止

「代理店」というものを格付けする業界共通の火災保険代理店格付制度(1952年7月、注1)の発足以来、損害保険業界では、代理店の種別認定要件(注2)の水準の引き上げや、募集人教育の充実、取り扱う保険種目の拡大など数度の改定を行ってきた。

1980年10月には、大蔵省通達(1980年6月10日付・蔵銀第1459号)に基づき、対象保険種目を拡大した新ノンマリン代理店制度(注3)がスタートした。同制度は保険業法の改正時(1996年4月1日施行)においても基本的な枠組みが維持され、代理店制度として大蔵省通達(1996年4月1日付・蔵銀第525号)に明記された後、大蔵省通達の全面的な見直しがない

れる中、金融監督庁の事務ガイドライン(金融監督等にあたることの留意事項)に明記された(1998年6月)。

業界共通の代理店制度は、消費者が代理店、募集人を選ぶ際の指標となり、消費者保護に大きく寄与した。しかし、算定会料率の使用義務の廃止(1998年7月1日)や保険商品・料率の自由化が進展する中、損害保険会社、代理店の自主性を取り入れることにより、より効率的な代理店制度が構築され、消費者のニーズに合ったサービスが提供されることを目的に、保険業法施行規則が改正され、同時に業界共通の代理店制度は廃止された(2001年3月末)。

(二) 損害保険会社別の代理店制度のスタート

業界共通の代理店制度の廃止に伴い、損害保険各社は、金融監督庁から示された「損害保険代理店制度の見直しに係るパブリック・コメント」の概

要およびそれに対する考案方(2000年5月24日)を踏まえ、2001年4月以降、独自の代理店制度をスタートさせた。その内容は、取扱保険料、自社の収入保険料割合、顧客サービスレベル等の要素を踏まえて、代理店手数料率体系を定めるものであった。また、保険商品に関する教育の観点では、損害保険各社において独自の講習、試験制度を構築した。

前述の金融監督庁から示されたパブリック・コメントにおける考え方に沿って、「代理店の教育に当たっては、損保協会が実施する試験等も活用して」とされたことを踏まえ、損害保険協会は、従来の試験に代わり、保険募集に初めて従事する者を対象にした損害保険募集人試験(以下「募集人試験」という)とコンプライアンス、法律、税務の専門知識を習得するための損害保険代理店専門試験(以下「代理店専門試験」という)の2種類の試験を実施した。これらの試験は、損害保険協会が損害保険会社の依頼に基づき実施し、テキスト・試験問題の作成や合否判定までを行うこととし、従来の教育・試験制度と比較して基礎知識等の内容に範囲を限定した。

2. 募集品質向上の取り組み

(一) 自由化以前の募集人教育・試験制度

自由化以前の募集人教育・試験制度は、2001年3月までは、行政通達に基づく業界共通の代理店制度の下で、損害保険協会が制度を運営していた。

同制度では、募集人は、損害保険各社が実施する講習を受け、損害保険協会の運営する試験に合格し、個人資格を取得することが必要とされていた。資格には、特級(一般)資格、特級(工場)資格、上級資格、普通資格、初級資格があった。

(二) 自由化以降の募集人教育・試験制度

前述の金融監督庁から示されたパブリック・コメントにおける考え方に沿って、「代理店の教育に当たっては、損保協会が実施する試験等も活用して」とされたことを踏まえ、損害保険協会は、従来の試験に代わり、保険募集に初めて従事する者を対象にした損害保険募集人試験(以下「募集人試験」という)とコンプライアンス、法律、税務の専門知識を習得するための損害保険代理店専門試験(以下「代理店専門試験」という)の2種類の試験を実施した。これらの試験は、損害保険協会が損害保険会社の依頼に基づき実施し、テキスト・試験問題の作成や合否判定までを行うこととし、従来の教育・試験制度と比較して基礎知識等の内容に範囲を限定した。

試験は、損害保険各社が独自に行うこととし、各社でテキスト・試験問題を作成するとともに合否判定も行うこととなったが、試験運営の効率化を図るため、試験会場の手配や試験会場での受付業務等については損害保険協会の共同運営の下で実施された。

(三) 募集人教育・試験制度の再構築

2007年10月、試験制度の再構築(2007年10月)が行われた。このように消費者と直接接点がある募集人の教育は、公共性が高く公正な制度運営が求められることから、今後とも損害保険協会が大きな役割を担っている。



損保協会作成の記念ロゴ

付随的な保険金の支払い漏れ等の問題(2005年)を機に、損害保険業界では信頼回復の取り組みが最重要課題となった。一方、募集人の教育・試験制度に関して、金融庁の保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム(野村修也座長)の中間論点整理(2005年7月8日)において、募集人の資質向上のための研修・教育の充実等について言及され、また、損害保険協会が設置した「消費者の声」諮問会議からは、募集品質向上のため、募集人教育・試験制度の再構築を促すことや、保険商品に関する

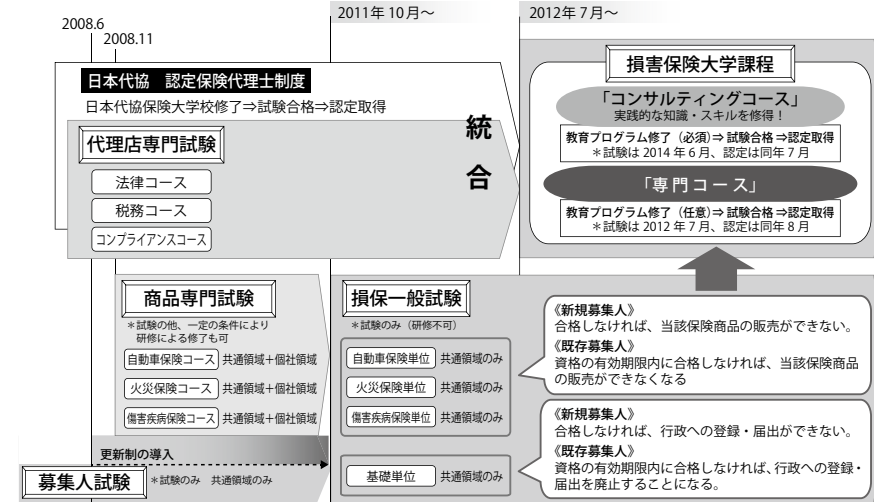
業界共通の教育制度の創設等の提言がなされた(2006年12月15日)。

格者のみが保険募集に従事できる仕組みを導入してはどうかなどの提言がなされ(2009年6月9日)、損害保険協会は、募集人の募集品質の確保・向上を目的に、募集人試験と保険商品教育制度を統合して損害保険募集人一般試験(以下「損保一般試験」という)を創設し(2011年10月)、同試験の基礎単位・商品単位に合格していない募集人、または適切に更新していない募集人は保険募集ができないことを制度上明確にした。

なお、保険商品教育制度は、損保一般試験の創設に伴い廃止された(2011年9月)。

このように消費者と直接接点がある募集人の教育は、公共性が高く公正な制度運営が求められることから、今後とも損害保険協会が大きな役割を担っている。

損害保険募集人の教育・試験制度の変遷



2008.6 2008.11 日本代協 認定保険代理店制度 日本代協保険大学校修了⇒試験合格⇒認定取得

2011年10月～ 損害保険大学課程 「コンサルティングコース」 実践的な知識・スキルを修得! 教育プログラム修了(必須)⇒試験合格⇒認定取得 *試験は2014年6月、認定は同年7月

2012年7月～ 「専門コース」 教育プログラム修了(任意)⇒試験合格⇒認定取得 *試験は2012年7月、認定は同年8月

「消費者の声」諮問会議から、試験の合

HOMAI WEB 保険毎日新聞社のホームページ http://www.homai.co.jp